7月20日(日)は、参議院議員通常選挙の投票日です!

問 市 選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎53-5168 FAX53-5148

投票 7月20日(日) 7時〜20時
※ただし、第16投票所(吉槻行政サービスセンター)は18時までです。

開票 同日 21時20分〜
場所:市民体育館(長岡3127番地)

投票できる人 次の要件に該当し、米原市の選挙人名簿に登録されている人

・令和7年4月2日以前に転入届がなされ、引き続き3カ月以上米原市に住んでいる人
・平成19年7月21日以前に生まれた人(投票日において、年齢満18歳以上の人)

〈令和7年4月3日以降に米原市に転入された人の投票について〉
令和7年4月3日以降に米原市に転入した人は、前の住所地(選挙人名簿に登録されていることが必要)の市区町村での投票となります。米原市で不在者投票をされる場合は、前住所地の選挙管理委員会に事前に投票用紙等を請求してください。

期日前投票 投票日に仕事や冠婚葬祭等何らかの用務で投票所へ行けない人は、期日前投票をしましょう。

＊どこの期日前投票所でも投票することができます。
＊投票所入場券裏面の「期日前投票宣誓書」にあらかじめご記入の上、期日前投票所にお越しください。
＊18歳の誕生日の前日までに投票する場合は不在者投票となります。

◆投票期間等

【市役所本庁舎】
7月4日(金)〜7月19日(土)の
8時30分〜20時

【市役所山東支所、伊吹・近江市民自治センター】
7月7日(月)〜7月19日(土)の
8時30分〜18時

◆移動期日前投票所

場所	日程	時間
平和堂フレンドマート山東店 駐車場、フタバヤ近江店 駐車場	7月16日(水)〜7月18日(金)	10時〜13時
磯公民館前、山東B&G海洋センター 駐車場	7月16日(水)	15時〜17時
藤川集会所前、甲津原交流センター 駐車場	7月17日(木)	
大久保自治会館前	7月18日(金)	

入場券をお持ちください

投票する際は、ご自宅に郵送している「投票所入場券」を持ち、最寄りの投票所で投票してください。**入場券は、1つの封筒にご家族の有権者全員分(有権者が7人以上の世帯は、2通に分けています)を同封していますので、ご本人のものかをよく確認のうえ、投票所へご持参ください。**
入場券を忘れたときは、投票所受付でその旨を申し出てください。選挙人名簿に登録されている人は投票することができます。

不在者投票

病院等における不在者投票
都道府県の選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等に入院・入所されている人は、当該施設長が不在者投票管理者となり、当該施設で不在者投票ができる制度があります。この制度に該当する人で、本人の意思により不在者投票を希望される人は、施設の職員に申し出てください。

滞在先(他の市区町村)での不在者投票
出張や里帰り等で市外に滞在中の人は、滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。
手続きに時間がかかりますので、早めに米原市選挙管理委員会へ投票用紙等を請求してください。

郵便等による不在者投票
身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで右図の要件に該当する人や、介護保険法上の要介護状態区分が要介護5の人は、自宅で郵便等による不在者投票ができます。この郵便等による不在者投票を行う場合は、あらかじめ市選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受ける必要があります。詳しくは、米原市選挙管理委員会事務局までお問い合わせください。

	身体障がい者等級	戦傷病者等級
両下肢・体幹・移動機能の障がい	1級・2級	
両下肢・体幹の障がい		特別項症〜第2項症
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい	1級・3級	特別項症〜第3項症
免疫の障がい	1級〜3級	
肝臓の障がい	1級〜3級	特別項症〜第3項症

投票場所

投票日(7月20日(日))の市内の投票所は、次のとおりです。**市内のどこの投票所でも投票することができます。**投票所入場券には、お近くの投票所を記載しています。

投票区	投票所	投票区	投票所
1	米原市役所本庁舎	9	山東B&G海洋センター
2	米原学びあいステーション	10	米原市役所山東支所
3	米原保育園分園きらめき園	11	山東児童クラブ(旧山東生涯学習センター)
4	近江母の郷コミュニティハウス※	12	大東中学校体育館
5	近江学びあいステーション	13	大原小学校体育館
6	近江はにわ館	14	春照小学校体育館
7	米原診療所	15	伊吹小学校体育館
8	河南小学校体育館	16	吉槻行政サービスセンター

第16投票所は、閉鎖時間を18時に繰り上げていますので、ご注意ください。

※米原市投票区再編計画では、第4投票区の当日投票所は坂田小学校体育館ですが、令和7年度は校舎および体育館の長寿命化工事が実施されているため、当該工事が終了するまで近江母の郷コミュニティハウスの待合室を当日投票所とします。

投票日当日の移動支援について

投票日(7月20日(日))当日、投票所までの移動が困難で、移動のための交通手段がない人を対象に、無料で利用できる完全予約制のタクシー『投票用まいちゃん号』による送迎を実施します。詳しくは、市公式ウェブサイトをご確認ください。

市公式ウェブサイト(投票日当日の移動支援について)▶

国民健康保険加入者の皆さまへ
8月からの「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中に送付します

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX53-5118

国民健康保険の被保険者証等※1の年度更新のため、令和7年8月以降使用いただく「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を7月中旬〜下旬に加入者の自宅にお届けしますので、内容に誤りがないか確認してください。有効期限の切れた被保険者証等は、ご自身で細かく裁断するなどして処分していただくか、市民保険課(本庁舎)または山東支所、各市民自治センター、各行政サービスセンターまでご返却ください。

※1「被保険者証」「資格情報のお知らせ」「資格確認書」のことです。詳しくは、市公式ウェブサイトをご覧ください。

	送付するもの	医療機関等で提示するもの
マイナ保険証ありの方	資格情報のお知らせ※2	マイナ保険証
マイナ保険証なしの方	資格確認書	資格確認書

※2 何らかの事情でマイナ保険証の利用ができない場合に、マイナ保険証とともに提示することで保険診療を受けることができます。

▲市公式ウェブサイト

これまでは同じ世帯の国民健康保険加入者の被保険者証をまとめて送付していましたが、今年度は世帯主様に「資格情報のお知らせ」と「資格確認書」を別々に送付します。同じ世帯であっても二通に分かれて届き、「資格確認書」は簡易書留で送付するため、お届け時期に差が生じます。

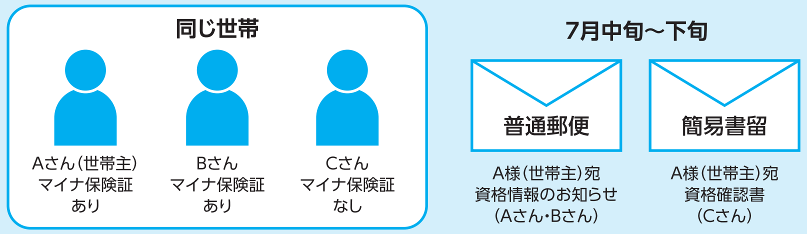

マイナ保険証を持っていても、
転職等で医療保険者が変わる場合は、手続きが必要です!
マイナ保険証の登録の有無に関わらず、国民健康保険への加入・喪失の届出は、必ず**14日以内**に行ってください。

国民年金保険料は期限までに納めましょう

問 市 市民保険課 ☎53-5114 FAX 53-5118
日本年金機構 彦根年金事務所 ☎0749-23-1112

■国民年金保険料(令和7年4月分～令和8年3月分)
月額17,510円
■保険料の納付方法
納付書、口座振替、クレジットカード、Pay-easy、スマートフォンアプリを使用した電子決済(AEON Pay、auPAY、d払い、PayB、PayPay、楽天ペイ)

保険料の未納状態が続くと、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務者※の財産を差し押さえることがあります。
※被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者および世帯主

保険料免除・納付猶予制度をご利用ください

保険料が未納のまま、障がいや死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由などで国民年金保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」がありますので、市民保険課、山東支所、各市民自治センターまたは、彦根年金事務所で手続きをしてください。

今年度の免除期間	令和7年7月分から令和8年6月分まで
申請可能な過去期間	申請書の提出日から2年1カ月前まで

国民年金保険料の追納制度について

保険料の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間の保険料を後から納付(追納)することにより、老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。追納した保険料は社会保険料控除の該当となり、所得税・住民税が軽減されます。

過去に免除・納付猶予、学生納付特例の承認を受けた人で追納を希望する人は、市民保険課または彦根年金事務所にご相談ください。

追納できる期間	追納が承認された月の前10年以内の免除・納付猶予や学生納付特例の承認を受けた期間に限る

戸籍に氏名の振り仮名が記載されます

問 市 市民保険課 ☎53-5113 FAX3-5118
戸籍の氏名振り仮名記載専門ダイヤル☎53-5223(7/1(火)～開設)

これまで氏名の振り仮名は戸籍の記載事項とされていませんでしたが、戸籍法の改正により、戸籍に氏名の振り仮名が記載されるようになります。

5月26日(月)以降、本籍地の市区町村から筆頭者あてに戸籍に記載される予定の振り仮名の通知を送付します。(米原市では7月3日(木)以降、順次発送予定です。)

通知書を受け取ったら、記載された氏や名の振り仮名に誤りがないか、確認をお願いします。

●特に注意して確認いただきたい点

拗音(ようおん)、促音(そくおん)(「ヤ」「ユ」「ヨ」「ツ」の大小)や濁点の有無について、特に注意してご確認ください。
例えば、正しい読み方は「マイハラ」であるが、通知書に「マイバラ」と記載されている場合は、正しい振り仮名に訂正する届出が必要です。

【通知された氏名の振り仮名が正しい場合は、届出をする必要はありません】

令和8年5月26日(火)以降に、通知書に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。ただし、通知された振り仮名が正しい場合でも、早期に戸籍への記載を希望される場合は、振り仮名の届出をすることができます。届出が受理されると、戸籍に氏名の振り仮名が記載されます。

【通知した振り仮名が実際の振り仮名と異なる場合は、必ず正しい振り仮名の届出をしてください】

氏名の振り仮名の届出は、マイナポータルを利用してオンラインで行うことができるほか、本籍地または所在地の市区町村窓口での届出や郵送による届出も可能です。

◆専用コールセンター◆
☎0570-05-0310
8時30分～17時15分
※土日祝および年末年始を除く
※開設期間は令和8年5月26日(火)まで

法務省ウェブサイト▶「戸籍にフリガナが記載されます」

市公式ウェブサイト▶「戸籍に氏名の振り仮名が記載されます」

後期高齢者医療制度のお知らせ

問 市 市民保険課　☎53-5114　FAX 53-5118

令和7年度は皆さんに申請なしで資格確認書をお届けします

資格確認書とは、令和6年12月2日に被保険者証（保険証）が廃止された以降、被保険者証（保険証）の代わりとしてお使いいただけるものです。

令和6年12月2日以降、後期高齢者医療被保険者証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

今回は、「資格確認書」を、後期高齢者医療制度に加入する皆さんに、マイナ保険証の有無に関わらずお送りします。マイナ保険証での受付が難しい場合は、この「資格確認書」で、これまで通りの医療を受けることができます。

●資格確認書を8月1日に更新します

毎年8月1日に世帯の負担割合等を判定します。後期高齢者医療制度加入者全員の資格確認書が新しくなります。

新しい資格確認書は、7月中に簡易書留郵便でお届けします。

●資格確認書の有効期限は令和8年7月31日です

お送りする資格確認書は、有効期限の令和8年7月31日までお使いいただけます。

＼今年は薄だいだい色です／

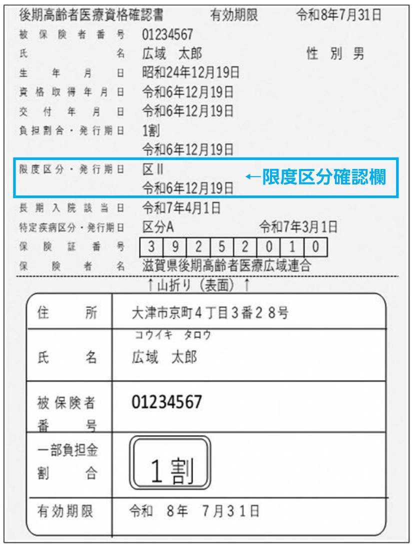
後期高齢者医療資格確認書　有効期限　令和8年7月31日

被保険者番号	01234567
氏名	広域　太郎　性別 男
生年月日	昭和24年12月19日
資格取得年月日	令和6年12月19日
交付年月日	令和6年12月19日
負担割合・発行期日	1割 令和6年12月19日
限度区分・発行期日	区Ⅱ 令和6年12月19日
長期入院該当日	令和7年4月1日
特定疾病区分・発行期日	区分A　令和7年3月1日
保険証番号	3 9 2 5 2 0 1 0
保険者名	滋賀県後期高齢者医療広域連合

住所	大津市京町４丁目３番２８号
氏名	コウイキ　タロウ 広域　太郎
被保険者番号	01234567
一部負担金割合	１割
有効期限	令和　８年　７月３１日

●限度区分の確認方法について

今までは、過去に市役所等で「限度額適用・標準負担額減額認定証」「限度額適用認定証」（以下、「限度額証」）の申請をされた人に対して、限度額証を発行していましたが、令和6年12月2日に被保険者証が廃止されて以降、市役所等で申請いただければ、資格確認書に併記することとなりました。

●申請手続き等

【令和6年度中に限度額証を交付された人】

令和7年8月以降も対象となる場合には、引き続き新しい資格確認書に併記しますので、申請は不要です。

【令和6年度中に限度額証を交付されなかった人】

・市の窓口で交付申請が必要です。資格確認書と本人確認できるものをお持ちください。

・マイナ保険証で受診する場合は、医療機関等でマイナ保険証を提示する際に「限度額情報の表示」に同意すれば、医療機関等窓口での限度額を超える支払いが免除されますので、事前の申請は不要となります。

令和7年度の保険料額を7月にお知らせします

後期高齢者医療制度の被保険者に、令和7年度の1年間の保険料額や、お支払い方法についての通知書を、7月に郵送でお届けします。

※令和7年度の保険料は、令和6年中の所得に基づいて計算されます。

※保険料の支払い方法について、通知書の「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額が公的年金から引き落とされます。「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただくことになります。

漏水通報にご協力ください

問 市 上下水道課　☎53-5173　FAX 53-5179
長浜水道企業団　☎0749-62-4101

道路上で水が吹き出ていたり、雨が降っていないのにいつも水溜まりができているような場合、それは、地下に埋設されている水道管からの水漏れかもしれません。

市では、普段から漏水調査等を実施していますが、漏水の発見のためには皆さんのご協力が必要です。漏水かな?と思ったら、市上下水道課までご連絡をお願いします。

※近江地域での漏水は長浜水道企業団にご連絡をお願いします。

社会教育委員の活動を紹介します!

問 市 生涯学習課　☎53-5154　FAX 53-5129

社会教育とは、広く社会において行われる組織的な教育活動のことです。社会教育法では、住民の声を社会教育行政に反映させるため、教育委員会の諮問機関として社会教育委員制度が設けられています。社会教育委員は、学識経験者や公募による市民などで構成されています。

◆令和5・6年度社会教育委員の提言書手交式◆

3月21日に、令和5・6年度社会教育委員の取り組みの報告があり、委員長の大谷 章さんから「米原らしさがいきる学びの場」に関する提言書が教育委員会へ提出されました。

社会の変化が激しいなか、ニーズに応じた多様な学びの活動を実践するため、各委員が思う様々な「学びの場」について、地域の伝統行事やサークル活動への視察のほか、ボランティアや市民大学のイベントへの参加といったフィールドワークなどで調査を行って現状や課題を把握し意見を取りまとめ、以下の3つの提言を行いました。

「米原らしさがいきる学びの場」推進のための3つの提言

①活動団体の紹介の場をつくる
(広報誌やウェブサイトなどでのPR)
②活動団体の支援
(相談窓口の設置やクラウドファンディングの拡充)
③活動者のモチベーション維持
(ボランティアの表彰制度など)

令和5・6年度社会教育委員の皆さん

◆令和7・8年度の社会教育委員を紹介します◆

5月27日、令和7年度第1回社会教育委員会議を開催し、委員の委嘱を行いました。これから2年間の任期を通して、社会教育推進のための活動を行っていただきます。

岩﨑 喜一、大谷 章、河居 郁夫、川﨑 武和、澤村 貴生、清水 冬子、庄 和司、南家 健志、福永 ひろみ、馬渕 大輔、村瀬 公代、和氣 薫(敬称略・五十音順)

第1回社会教育委員会議の様子

給付型奨学金制度の申込受付は7月31日(木)まで!

問 市 教育総務課　☎53-5151　FAX 53-5129

■奨学金は月額3万円
■対象者は令和5年度から令和8年度入学者
■給付期間は最長4年間(正規の修学期間終了まで)
■令和6年度奨学生から所得制限を撤廃しています!

対象　次の全てに該当すること

・大学等を卒業後、市内に定住する意思がある
・市内に1年以上居住する人と生計を一緒にしている
・令和8年3月31日現在で満25歳未満
・本人および生計を一緒にする人に市税等の滞納がない
・連帯保証人2人(保護者および保護者以外)をつけることができる

※奨学生は奨学金給付審査会に諮って決定します。(奨学生の定数あり)
※特に人材が不足している**医療・福祉・保育の専門分野は、**審査会において、**重点職種として審査を行います。**

受付期間　7月31日(木)まで

※受付期間以外の申請はできません。
※申請書のほかに会場での作文筆記(8月実施)が必要です。詳しくは市公式ウェブサイトをご確認ください。

受付場所

教育総務課、山東支所、各市民自治センター

※申請書は、上記受付場所および各行政サービスセンター、市立図書館、県内高等学校窓口で配布のほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

▲市公式ウェブサイト

消防ポンプ車など公用車4台を売却します

問 市 契約管財課　☎53-5166　FAX 53-5148

次の公用車を公募型見積合わせ※により売り払います。

※市があらかじめ定めた予定価格（最低売払価格）以上で最も高い価格の見積書を提出した者を買受者として決定する方法

物品番号	物品名	車名	初度登録年月
1	特種用途自動車(消防ポンプ車)	三菱ふそう キャンター	平成11年9月
2	特種用途自動車(消防ポンプ車)	三菱ふそう キャンター	平成16年3月
3	特種用途自動車(消防ポンプ積載車)	トヨタ ハイラックス	平成15年3月
4	軽自動車（貨物）	スズキ エブリィバン	平成25年7月

見積書提出方法

7月22日(火)～24日(木)の期間中に、契約管財課へ持参または郵送により提出してください。(郵送の場合は7月23日(水)必着)

詳しくは、米原市公募型物品売払い要項(令和7年7月実施)をご確認ください。要項は、契約管財課で配布するほか、市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。

▲市公式ウェブサイト

芸術・文化大会出場等激励金

問 市 生涯学習課　☎53-5154　FAX 53-5129

芸術・文化の振興と向上を図るため、全国大会等に出場・出展が決定した個人または団体に対し激励金を交付します。

対象者

全国大会等に出場、出展が決定した市内に住所を有する個人または市内に住所を有する人が加入する団体

芸術・文化活動の範囲

- 文学、音楽、美術、写真、演劇その他の芸術
- 雅楽、能楽、歌唱その他の芸能
- 書道、茶道、華道、囲碁、将棋その他の文化活動

対象となる大会と奨励金の額

①全国大会:5,000円（団体上限:50,000円）
文部科学省が主催・共催・後援する大会のうち、地方予選を経て出場する大会および国民文化祭、全国高等学校総合文化祭

②市長が認める全国大会:3,000円（団体上限:30,000円）
①以外の全国大会のうち、市長が認める全国大会

③県域を超える大会:2,000円(団体上限:20,000円)
①、②以外の近畿大会等の県域を超える大会

申請方法

出場報告書、大会開催要綱等の書類等が必要となります。詳しくは生涯学習課へお問合せください。

※申請書類は市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

▲市公式ウェブサイト

クラウドファンディング活用支援事業を募集します

問 市 シティセールス課　☎53-5140　FAX 53-5139

地域活性化や地方創生等に取り組む事業について、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングにより支援します。

募集事業

地域活性化、地方創生に資する事業または地域の課題解決に繋がる事業であって、広く共感を得られる事業

対象者

市内事業者または市内に活動拠点を有する個人もしくは団体であって、事業の具体的な計画を有するもの

補助金額

交付上限額150万円

※補助金の額は、クラウドファンディングにより支援いただけるふるさと納税寄付金額から寄付金の募集や返礼品の調達に係る経費を除いた額

募集期間

7月31日(木)まで

▲市公式ウェブサイト

第3期まいばら農業塾の塾生募集!

問 市 農政課　☎53-5141　FAX 53-5139

今年で3年目を迎える大人気の「まいばら農業塾」。第3期の塾生を募集します。無理なく始める新しい農業への入口として、半年間の座学と実習を通じて野菜づくりを学びます。

対象者　市内で農業に従事したいと考えている方
（お住まいの地域や、農業経験の有無は問いません）

募集定員　16人（応募者多数の場合は抽選）

料金　5,000円/年間

農業の基礎から学べます!

申し込み

7月9日(水)までに、LoGoフォームからお申し込みいただけるほか、市公式ウェブサイトからチラシをダウンロードいただき、必要事項を記入して農政課へ提出ください。

▲市公式YouTube（昨年の様子）
▲LoGoフォーム（申し込みフォーム）
▲市公式ウェブサイト

熱中症は予防が大事!

問 市 健康づくり課　☎53-5125　FAX 53-5128

熱中症は、気温が高いなどの環境下で体内に熱がこもってしまうことで起こるため、そうなる前に予防することが大切です。熱中症を防ぐために予防行動をとりましょう!

室内では…

- 扇風機やエアコンで温度調節
- 遮光カーテン、すだれを利用
- 室温をこまめに確認
- 暑さ指数も参考に

室外では…

- 日傘や帽子を利用
- 日陰や打ち水の利用、こまめな休憩
- 天気の良い日は外出をできるだけ避ける

のどが乾く前にこまめな水分補給!

市では、危険な暑さから身を守り休憩していただけるよう、冷房設備を有し、一定の空間を確保できる場所を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定しています。

指定施設

市役所(本庁舎3階市民活動スペース・5階展望ロビー、山東支所1階ホール)、米原地域福祉センターゆめホール、市人権総合センターS・Cプラザ、近江図書館、ルッチプラザ(山東図書館)、米原学びあいステーション、山東学びあいステーション、伊吹薬草の里文化センター(令和7年6月19日時点)

※利用できる日は開館日等によって異なります。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。
※市内の施設や店舗等をクーリングシェルターとして運用することにご協力いただける事業者を募集中です。詳しくは市公式ウェブサイトをご覧ください。

▲クーリングシェルターをご利用ください（市公式ウェブサイト）
▲クーリングシェルター募集（市公式ウェブサイト）

市長コラム 市政言　北村友一騎手、日本ダービー初制覇

このたび、米原市出身の北村友一騎手が、競馬界の最高峰である「日本ダービー」において見事初制覇を果たされました。心から祝福を申し上げるとともに、長年の弛まぬ努力に敬意を表します。

日本ダービーはすべての騎手にとって夢の舞台であり、その頂点に立つことはまさに至難の業です。大ケガを乗り越え、日々鍛錬を積み重ね、挑戦を続けてこられた北村騎手の姿は、米原市にとって大きな誇りであり、市民に希望と勇気を与えてくれました。

北村騎手の偉業は、努力を続けることで道はひらけるということを力強く教えてくれるものであり、「地元から夢を実現した人がいる」ということは、子どもたちにとって大きな励みになるものです。

北村騎手のさらなる御活躍をお祈りいたします。

米原市長　角田航也